

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

◇告 示 町等の区域の変更等（地方課）
 字の区域の変更（六件）（〃）
 土地改良法による換地処分（九件）（農村整備課）

告 示

鳥取県告示第二百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下味野地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力

を生ずる。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
町及び字の名称

同上の区域（昭和六十年十月三十一日現在の地番による。）

下味野字畑田上
ノ割

下味野字畑田上ノ割のうち一の七、二の八、二の九、四の一と一体をなす国有地の一部及外の区域

下味野字赤池傍
示

下味野字赤池傍示のうち一九二の一、一九二の七から一九二の一〇まで、一九三、一九四と一体をなす国有地の一部以外の区域
下味野字向嶋二二六の四の一部、二二九の一部

下味野字池尻

下味野字池尻のうち一九八の一〇、一九九の二、二〇〇の二の一部、二〇〇の一の一部、二〇〇の二の一部、二〇〇の三の一部、二〇〇の四の一部、二〇〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
下味野字向嶋二二〇の一部、二二一の一部、二二二の一部

下味野字嶋

下味野字赤池傍示一九二の一、一九二の七から一九二の一〇まで、一九三、一九四と一体をなす国有地の一部
下味野字池尻一九八の一〇、一九九の二、二〇〇の二の一部、二〇〇の三の一部、二〇〇の四の一部、二〇〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
下味野字向嶋のうち二二〇の一部、二二一の一部、二二二の一部、二二六の四の一部、二二九の一部以外の区域

<p>下味野字島井手ノ上</p>	<p>下味野字老町田のうち二三一の一部、二三四の一部、二三七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二九、二三〇の一、二三一と一体をなす国有地の一部以外の区域 下味野字嶋のうち二三八の一部、二三九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三九と一体をなす国有地の一部以外の区域 下味野字金クソのうち二四六の一部、二四七の一部、二四八の一部、二四九の一部以外の区域 下味野字ソリ二五二の一部及びこれと一体をなす国有地 下味野字嶋東ノ割二七〇の一の一部、二七〇の二の一部、二八三の一の一部、二八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七〇の一、二八一内第一と一体をなす国有地の一部 上味野字下ノ口二二の一部 上味野字北川二五の一部、二六の一部、三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 上味野字小菜圃三七の一の一部、三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七の一と一体をなす国有地の一部 源大字源太六四の二、六五の二、六六の二、七〇の三及びこれらと一体をなす国有地並びに五五の一、六四の一、六五の一、六六の一、七〇の一、七〇の二、七一の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>上味野字曾利</p>	<p>下味野字池尻二〇の二の一部、二〇一次第一の一部及びこれらと一体をなす国有地 下味野字金クソ二四六の一部、二四七の一部、二四八の一部、二四九の一の一部 下味野字ソリ二五二の一部、二五三の一部及びこれらと一体をなす国有地 下味野字島井手ノ上二六八の一部、二六九及びこれらと一体をなす国有地 下味野字嶋東ノ割のうち二七〇の一の一部、二七〇の二の一部、二八二の六の一部、二八二の七の一部、二八三の一の一部、二八三の二の一部、二八四の二の一部、二八五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七〇の一、二八一内第一と一体をなす国有地の一部以外の区域 下味野字嶋西ノ割二九五の九の一部、二九五の一〇、二九五の一六、二九六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二九六と一体をなす国有地の一部以外の区域 下味野字畑田上ノ割一の七、二の八、二の九、四の二と一体をなす国有地の一部 下味野字嶋東ノ割二八二の六の一部、二八二の七の一部、二八四の二の一部、二八五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

上味野字下ノ口	上味野字下ノ口のうち一一の一から一一の三まで、一二、一三の二、二三の三、一五の三、一六の二、一七、一七の二、一七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上味野字北川	下味野字志町田二三一の一部、二三四の一部、二三七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三一と一体をなす国有地の一部 下味野字嶋二三八の一部、二三九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三九と一体をなす国有地の一部 下味野字ソリ二五四の一部、二五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 上味野字曾利一の一部、二の一の一部、二の二の一部、三の一部、四の二の一部、五の八及びこれらと一体をなす国有地 上味野字下ノ口一一の一から一一の三まで、一二の一部、一三の二、一三の三、一五の三、一六の二、一七、一七の一、一七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 上味野字北川のうち二五の一部、二六の一部、三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上味野字小菜開三七の一の一部、三七の二の一部、三八、三八内第一、三九、四〇の一から四〇の六まで、四一の一から四一の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 源太字源太五五の一、五五の二、五五の三と一体をなす国有地の一部
上味野字小菜開	上味野字小菜開三七の三及びこれと一体をなす国有地並びに三七の二、三八内第一、三九、四〇の二、四〇の四から四〇の六まで、四一の一から四一の四までと一体をなす国有地の一部
源太字源太	源太字源太のうち六四の二、六五の二、六六の二、七〇の

廃止する字の名称	三及びこれらと一体をなす国有地並びに五五の一、五五の二、五五の三、六四の一、六五の一、六六の一、七〇の一、七〇の二、七一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
下味野字向嶋、下味野字志町田、下味野字金クソ、下味野字ソリ	
鳥取県告示第二百四十九号	
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。	
この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による旭西地区赤松工区及び恩地工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。	
平成元年二月二十八日	
鳥取県知事 西 尾 邑 次	
区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年十月二十日現在の地番による。）
大字赤松字築出シ	大字赤松字築出シのうち四六の一の一部、四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一、四七、四八、五〇、

<p>大字赤松字大泓 ケ</p>	<p>大字赤松字下ノ 岡</p>	<p>大字赤松字段</p>	<p>大字赤松字河原</p>	
<p>大字赤松字河原三〇の四、三一の二、三二の二、三三の二、三三の二、三四、三六の二、三七から四〇まで、四一の二、四二の二、四三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字赤松字下ノ岡の全域 大字赤松字大泓ケ一六七の二と一体をなす国有地の一部 大字赤松字上ノ岡二〇三の三、二〇六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字赤松字下ノ岡ノ上エ五一三の四</p>	<p>大字赤松字築出シ一一、四八、五〇、五七の一、五七の二と一体をなす国有地の一部 大字赤松字段のうち五九の一の一部、六一の五の一部、六五の三の一部、六七、六八、六九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇の一、七〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字赤松字大泓ケ一七二の一部及び一七二の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字赤松字河原のうち二九の一、三〇の四、三一の一、三一の二、三二の一、三二の二、三三の四、三三の二、三三の二、三四、三六の二、三七から四〇まで、四一の一、四二の二、四三の二、四三の二、四四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>五七の一、五七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字赤松字河原二九の一、三一の一、三二の四、四一の二の一部、四二の一、四三、四四及びこれらと一体をなす国有地 大字赤松字段五九の一の一部、六一の五の一部、六五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字赤松字下モ 久鳥</p>	<p>大字赤松字家ノ 上エ</p>	<p>大字赤松字上ノ 岡</p>		
<p>大字赤松字下モ久鳥のうち三三八の八、三三九の四、三三五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字赤松字大泓ケ一八九の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字赤松字家ノ上エのうち二七二の一部、二七三、二七四の二の一部、二七五、二七六から二八一までの一部、二八二の二の一部、三一八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字赤松字大泓ケ一五三の一の一部、一五六の一の一部、一八八の一部、一八九の一から一八九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字赤松字上ノ岡のうち二〇〇の一の一部、二〇二の一の一部、二〇三の三の一部、二〇三の三、二〇六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字赤松字家ノ上エ二七二の一部、二七三、二七四の二、二七五、二七六から二八一までの一部、二八二の二の一部、三一八の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字赤松字上ノ岡二〇〇の一の一部、二〇二の一の一部、二〇三の三の一部</p>	<p>大字赤松字築出シ四六の一の一部、四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四七、四八と一体をなす国有地の一部 大字赤松字段六七、六八、六九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇の二と一体をなす国有地の一部 大字赤松字大泓ケのうち一五三の一の一部、一五六の一の一部、一七二の一部、一八八の一部、一八九の一から一八九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六七の二、一七一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字赤松字上ノ岡二〇〇の一の一部、二〇二の一の一部、二〇三の三の一部</p>

<p>大字赤松字上久 岡ノ上エ</p>	<p>大字赤松字下モ久鳥三四八の八、三四九の四、三六五の一及びこれらと一体をなす国有地 大字赤松字上久鳥の全域 大字赤松字下ノ岡ノ上エのうち五一三の四以外の区域</p>
<p>大字大柿字宮脇</p>	<p>大字大柿字宮脇八八の三の一部、八九の一部、九〇</p>
<p>大字大柿字東塚 通</p>	<p>大字大柿字宮脇八八の三の一部、八九の一部、九一の一、九一の二、九四の一の一部、九五の一の一部、九五の二、九五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字大柿字東塚通の全域 大字大柿字井手向一六四の一、一六五の一の一部から一六五の三の一部まで及びこれらと一体をなす国有地 大字大柿字中曾根五八七</p>
<p>大字大柿字井手 向</p>	<p>大字大柿字井手向のうち一六四の一、一六五の一、一六五の二の一部、一六五の三、一六七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字大柿字公事 代</p>	<p>大字大柿字宮脇九二、九三、九四の一の一部、九四の二、九五の一の一部、九五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字大柿字井手向一六五の一の一部から一六五の三の一部まで、一六七の一及びこれらと一体をなす国有地 大字大柿字公事代の全域 大字大柿字表田六三一、六三二の一部並びに一九九の一、一九九の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字大柿字中曾 根</p>	<p>大字大柿字中曾根のうち五八七以外の区域</p>

<p>大字大柿字表田 谷</p>	<p>大字大柿字表田のうち六三一、六三二の一部並びに一九九の一、一九九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字恩地字中井谷のうち一四一の一の一部、一四一の二以外の区域</p>
<p>大字恩地字奥田</p>	<p>大字恩地字中井谷一四一の一の一部、一四一の二 大字恩地字奥田の全域</p>
<p>大字恩地字家脇 原</p>	<p>大字恩地字家脇のうち一四七の二及びこれと一体をなす国有地並びに一四六の一から一四六の四まで、一四七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字恩地字前河原一六四の一の一部、一六四の二、一七三の一、一七四の一、一七四の二、一七四の四、一七五の一、一七五の三、一七六の一、一七六の二、一八五の一、一八五の二、一八六の一、一八六の二、一八五の一、一八八の一、一八九の一、一九〇の一、一九三の一から一九三の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一六四の一、一六七の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字恩地字屋敷 通</p>	<p>大字恩地字前河原のうち一六四の一の一部、一六四の二、一七三の一、一七四の一、一七四の二、一七四の四、一七五の一、一七五の三、一七六の一、一七六の二、一八五の一、一八五の二、一八六の一、一八六の二、一八五の一、一八七の一、一八八の一、一八九の一、一九〇の一、一九三の一から一九三の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一六四の一、一六七の一と一体をなす国有地の一部 大字恩地字家脇一四七の二及びこれと一体をなす国有地並びに一四六の一から一四六の四まで、一四七の一と一体をなす国有地の一部 大字恩地字前河原一九三の三及びこれと一体をなす国有地</p>

大字恩地字屋敷通の全域

鳥取県告示第二百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による大谷地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年八月一日現在の地番による。）
大字大谷字若杉	大字大谷字若杉のうち一七八の六五の一部、一七八の六六の一部、一七八の六七、一七八の六八、一七八の一一二、一八三の一、一八三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字大谷字後口山	大字大谷字後口山のうち六三三の一部以外の区域 大字大谷字若杉一七八の六五の一部、一七八の六六の一部、一八三の一、一八三の二

大字大谷字中ノ谷

大字大谷字中ノ谷の全域
大字大谷字若杉一七八の六五の一部、一七八の六七、一七八の六八、一七八の一一二及びこれらと一体をなす国有地
大字大谷字後口山六三三の一部

大字大谷字大成

大字大谷字大成のうち六八七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字大谷字大成ル六八九の一、六八九の二、六九〇、六九一の一部、六九二の一部、六九五の一部、七〇九の一の一部、七〇九の二の一部、七一一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字大谷字大成ル

大字大谷字大成ルのうち六八九の一、六八九の二、六九〇、六九一の一部、六九二の一部、六九五の一部、七〇九の一の一部、七〇九の二の一部、七一一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字大谷字大成六八七の一部及びこれと一体をなす国有地

鳥取県告示第二百五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大江山麓地区第一一五工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十三年十二月一日現在の地番による。）
高橋字駄床	高橋字駄床のうち九七六の六から九七六の八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
高橋字上駄床	高橋字駄床九七六の六、九七六の七及びこれらと一体をなす国有地 高橋字上駄床のうち九七七の三、九七七の四、九七七の二、九七七の二七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
高橋字向駄坂	高橋字駄床九七六の八及びこれらと一体をなす国有地 高橋字上駄床九七七の三、九七七の四、九七七の二、九七七の二七及びこれらと一体をなす国有地 高橋字向駄坂の全域 高橋字東手銅尾一〇四七の二の一部、一〇五四の三の一部 高橋字池ノ尾一〇五七の二の一部
高橋字東手銅尾	高橋字東手銅尾のうち一〇四七の二、一〇四八、一〇五四の三、一〇五四の四以外の区域
高橋字池ノ尾	高橋字池ノ尾のうち一〇五七の二以外の区域
高橋字経塚	高橋字東手銅尾一〇四七の二の一部、一〇四八、一〇五四の三の一部、一〇五四の四 高橋字池ノ尾一〇五七の二の一部 高橋字経塚の全域

松河原字岩伏	松河原字岩伏の全域
松河原字焼ケ平	松河原字焼ケ平一九六四の一部
松河原字焼ケ平	松河原字焼ケ平のうち一六一五、一六一六の二、一九六四の一部以外の区域

松河原字焼ケ平一六一五、一六一六の二

鳥取県告示第二百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による久住原地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十三年七月二十一日現在の地番による。）
黒坂字久住原	黒坂字久住原のうち四八九の一の一部、五〇一、五〇二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
黒坂字久住原家 廻り	黒坂字久住原四八九の一の一部、五〇一、五〇二の一及びこれらと一体をなす国有地

黒坂字樋口尻	黒坂字久住原家廻りのうち五一の一、五一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 黒坂字仲田六〇〇の一の一部、六〇〇の二の一部及び六〇〇の一と一体をなす国有地の一部 黒坂字木戸ヶ塔六二九の一部、六三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
黒坂字樋ノ口山	黒坂字樋ノ口山のうち五五九の一の一部以外の区域
黒坂字山ノ手山	黒坂字山ノ手山のうち五六四の二三四の一部以外の区域
黒坂字オンヤ原	黒坂字樋ノ口尻五四二、五四三、五四八から五五〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五四〇、五四一と一体をなす国有地の一部 黒坂字樋ノ口山五五九の一の一部 黒坂字山ノ手山五六四の二三四の一部 黒坂字オンヤ原のうち五八九の一部以外の区域 黒坂字オンヤ原のうち五八九の一部以外の区域 黒坂字仲田五九二の一の一部、五九三の一部、五九四の一の一部、五九四の二、五九五、五九六の一部、五九七の一部及びこれらと一体をなす国有地
黒坂字仲田	黒坂字久住原家廻り五一の一、五一の一と一体をなす国有地の一部 黒坂字オンヤ原五八九の一部 黒坂字仲田のうち五九二の一の一部、五九三の一部、五九四の一の一部、五九四の二、五九五、五九六の一部、五九七の一部、六〇〇の一の一部、六〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

黒坂字木戸ヶ塔	黒坂字木戸ヶ塔のうち六二九の一部、六三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 黒坂字木戸ヶ塔尻六五四の一の一部
黒坂字木戸ヶ塔	黒坂字木戸ヶ塔尻のうち六五四の一の一部以外の区域
鳥取県告示第二百五十三号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下三栄地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。
平成元年二月二十八日	鳥取県知事 西 尾 邑 次
区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年九月二十六日現在の地番による。）
三栄字井手上へ	三栄字井手上へのうち一一九五、一一九六の一、一一九六の二以外の区域
三栄字小村尾	三栄字小村尾のうち一一九九、一二〇三と一体をなす国有地の一部以外の区域

三栄字堀り	三栄字井手上へ一八九五、一一九六の一、一一九六の二 三栄字小村尾一一九九、一二〇三と一体をなす国有地の一部 三栄字堀りのうち一四〇三の二、一四〇四、一四〇六と一体をなす国有地の一部以外の区域 三栄字大前小路ノ上ミ一四一四の五の一部、一四一四の七の一部
三栄字ヒヤリ田	三栄字ヒヤリ田のうち一四一〇の一部、一四一一の一、一四一三の一以外の区域
三栄字大前小路ノ上ミ	三栄字大前小路ノ上ミのうち一四一四の一、一四一四の二、一四一四の四、一四一四の五、一四一四の六、一四一四の七の一部、一四一四の八及び一四一四の二、一四一四の六と一体をなす国有地以外の区域
三栄字十五免	三栄字十五免のうち一四一七の一以外の区域
三栄字村尾神田	三栄字ヒヤリ田一四一三の一の一部 三栄字村尾神田のうち一四四〇の一の一部、一四四〇の二の一部、一四四一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 三栄字寺ノ前一四四二、一四四三の一部 三栄字紺屋前一四四四の一部、一四四五から一四四八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 三栄字ヒヤリ田寺谷尻り一四七〇の一、一四七一と一体をなす国有地の一部
三栄字寺ノ前	三栄字堀り一四〇三の二、一四〇四、一四〇六と一体をな

三栄字紺屋前	す国有地の一部 三栄字ヒヤリ田一四一〇の一部、一四一一の一、一四一三の二の一部 三栄字大前小路ノ上ミ一四一四の一、一四一四の二、一四一四の四、一四一四の五の一部、一四一四の六、一四一四の七の一部、一四一四の八及び一四一四の二、一四一四の六と一体をなす国有地 三栄字十五免一四一七の一 三栄字村尾神田一四四〇の一の一部、一四四〇の二の一部、一四四一の一及びこれらと一体をなす国有地 三栄字寺ノ前のうち一四四二、一四四三の一部以外の区域 三栄字紺屋前一四四四の一部及びこれと一体をなす国有地
三栄字ヒヤリ田寺谷尻り	三栄字ヒヤリ田寺谷尻りのうち一四七〇の一、一四七一と一体をなす国有地以外の区域
三栄字御明谷尻東	三栄字御明谷尻東のうち一五一五の二の一部、一五一六の一の一部、一五一六の二の一部、一五一七の三の一部、一五一八の一部、一五一九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五〇八の一、一五〇八の六、一五二七の一と一体をなす国有地以外の区域 三栄字御明谷尻り一五七八の一の一部、一五七八の二の一部、一五七九の一部
三栄字御明谷奥新田	三栄字御明谷尻東一五一五の二の一部、一五一六の一の一部、一五一六の二の一部、一五一七の三の一部、一五一八の一部、一五一九の一部及びこれらと一体をなす国有地 三栄字御明谷奥新田の全域

三栄字御明谷尻	三栄字御明谷尻東一五〇八の一、一五〇八の六、一五一七の一と一体をなす国有地の一部 三栄字御明谷尻のうち一五七八の一の一部、一五七八の二の一部、一五七九の一部以外の区域 三栄字御明谷尻前榎原一五八〇、一五八一、一五八四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
三栄字御明谷尻前榎原	三栄字御明谷尻前榎原のうち一五八〇、一五八一、一五八三の二、一五八四の一の一部、一五八四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一五八三の一、一五八四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
三栄字御明谷尻アケシ	三栄字紺屋前一四四六から一四四八までと一体をなす国有地の一部 三栄字ヒヤリ田寺谷尻一四七一と一体をなす国有地の一部 三栄字御明谷尻前榎原一五八四の一と一体をなす国有地の一部 三栄字御明谷尻アケシのうち一五八六の一の一部、一五九五の一の一部、一五九五の二の一部、一五九八の一部以外の区域 三栄字御明谷尻下モ新田一六〇二の一八及びこれと一体をなす国有地の一部 三栄字御明谷尻上新田一六一一の二の一部 三栄字山根田一六三三の一の一部、一五三四の一部、一六三五の一の一部、一六三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
三栄字御明谷尻下モ新田	三栄字御明谷尻下モ新田のうち一六〇二の一八及びこれと一体をなす国有地以外の区域
三栄字御明谷尻	三栄字御明谷尻上新田のうち一六一一の二の一部以外の区

上新田	域
三栄字山根田	三栄字御明谷尻前榎原一五八三の二、一五八四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一五八三の一と一体をなす国有地の一部 三栄字御明谷尻アケシ一五八六の一の一部 三栄字御明谷尻下モ新田一六〇二の一八と一体をなす国有地の一部 三栄字御明谷尻上新田一六一一の二の一部 三栄字山根田のうち一六三三の一の一部、一六三四の一部、一六三五の一の一部、一六三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 三栄字下モ原一六三六の三、一六三七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一六三六の一、一六三六の二、一六三六の四、一六三六の五、一六四一、一六六三の二、一六六三の三、一六六四の一、一六六四の二、一六七六と一体をなす国有地の一部以外の区域
三栄字下モ原	三栄字下モ原のうち一六三六の三、一六三七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一六三六の一、一六三六の二、一六三六の四、一六三六の五、一六四一、一六六三の二、一六六三の三、一六六四の一、一六六四の二、一六七六と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九

十五号)第五十四条第四項の規定による光徳中部地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十九年九月二十六日現在の地番による。)
大字小竹字東谷	大字小竹字東谷のうち一の一部、三の一部、三の二の一部、六の一部、八の一部、九、一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小竹字東谷平ラ三五〇の一部、三五二の一部、三五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三四七の一、三四八、三五〇、三五二、三五二の二と一体をなす国有地の一部 大字倉谷字坊垣一一一〇の六の一部、一一一〇の一〇の一部
大字小竹字三斗舞	大字小竹字三斗舞のうち一七の一部、一八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小竹字東谷六の一部、八の一部、九、一及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字三斗舞平ラ二六一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字小竹字菖蒲田二二の一部 大字小竹字向林平ラ三四五の一、三四五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字倉谷字坊垣一一一〇の六から一一一〇の八までの一部、一一一〇の二五の一部

大字小竹字菖蒲田	大字小竹字菖蒲田のうち二二の一部、二三の四の一部、二四の一の一部、二六の一部、二七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小竹字三斗舞一七の一部、一八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字猿喰二八の一部、二九の一の一部、二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字三斗舞平ラ二五九の二、二五九の三の一部、二六一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字倉谷字坊垣一一一〇の二六の一部、一一一〇の二七の一部、一一一一の一部、一一一二の一部
大字小竹字臺田	大字小竹字臺田のうち四二から四四までの一部、四五の一の一部、四五の二の一部、四六、四七、四七の二、四八の一、四八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小竹字菖蒲田二三の四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字小竹字猿喰のうち二八の一部、二九の一の一部、二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小竹字上中峯一八三及び一八三、一八四と一体をなす国有地の一部 大字倉谷字坊垣平一一二の一部、一一二三の一部 大字倉谷字猿喰平一一一四の一部、一一一四の二の一部、一一一五の一部、一一一五の二の一部
大字小竹字早焼田	大字小竹字早焼田の全域 大字小竹字臺田四二から四四までの一部、四五の一の一部、四五の二の一部、四六、四七、四七の二、四八の一、四八の二及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字中打越シ七〇の一部、七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字下打越し一四五の一部、一四六、一五一及びこ

<p>大字小竹字中打越シ</p>	<p>れらと一体をなす国有地 大字小竹字日焼田峯一五五、一五七、一五八の二、一五九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一五三の一、一六一と一体をなす国有地 大字小竹字上中峯一八二、一八四の一部及び一八二、一八四と一体をなす国有地 大字倉谷字猿喰平一一一五の二の一部、一一一七、一一一八の二の一部一一一九の二の一部、一一二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字倉谷字俣ヶ塔一一二一の二の一部 大字倉谷字猿喰峯一一二三の一部、一一二五の一部、一一二六の二の一部、一一二六の二の一部、一一三〇の一部</p>
<p>大字小竹字上叡谷平ラ</p>	<p>大字小竹字上叡谷平ラのうち一〇七の一部以外の区域</p>
<p>大字小竹字中叡谷平ラ</p>	<p>大字小竹字中叡谷平ラのうち一〇八の一部、一一六、一一七の二の一部、一一九の二の一部、一一九の二の一部、一二三、一二八の一部、一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字小竹字上叡谷</p>	<p>大字小竹字上叡谷の全域 大字小竹字上叡谷平ラ一〇七の一部 大字小竹字中叡谷平ラ一〇八の一部、一二八の一部、一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字日焼田峯一六九の二の一部、一七〇の二の一部、一七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字上中峯一七三の一部 大字小竹字中叡谷二一八の二及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字小竹字下打越シ</p>	<p>大字小竹字下打越シのうち一四五の一部、一四六、一五一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字小竹字日焼田峯</p>	<p>大字小竹字日焼田峯のうち一五五、一五七、一五八の二、一五九の二、一六九の二の一部、一七〇の二の一部、一七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五三の一、一六一と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字小竹字上中峯</p>	<p>大字小竹字上中峯のうち一七三の一部、一八二、一八三、一八四の一部及び一八二から一八四までと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字小竹字中峯</p>	<p>大字小竹字中峯のうち一八七の二の一部、一八七の二の一部以外の区域</p>
<p>大字小竹字下中峯</p>	<p>大字小竹字下中峯のうち一九五の二の一部、二〇一の二の一部、二〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字小竹字下叡谷</p>	<p>大字小竹字下叡谷のうち二〇七の一部、二〇八の一部、二〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小竹字葛浦田二四の二の一部、二六の一部、二七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字下中峯一九五の二の一部、二〇一の二の一部、二〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字上畑田二三八の一部 大字小竹字下叡谷平ラ二五一の一部、二五二の二の一部及び二五一、二五二の二、二五二の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字小竹字中叡谷</p>	<p>大字小竹字中叡谷のうち二一八の二及びこれと一体をなす</p>

<p>大字小竹字上畑田</p>	<p>国有地以外の区域 大字小竹字下霞谷二〇七の一部、二〇八の一部、二〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字中霞谷平ラ一三二の一部 大字小竹字上中峯一七三の一部 大字小竹字中峯一八七の一部、一八七の二の一部 大字小竹字上畑田二二〇の一部、二三七の一部、二三八の一部</p>
<p>大字小竹字下霞谷平ラ</p>	<p>大字小竹字下霞谷平ラのうち二五一の一部、二五二の二の一部及び二五一、二五二の二、二五二の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字小竹字三斗舞平ラ</p>	<p>大字小竹字三斗舞平ラのうち二五九の二の一部、二五九の三の一部、二六一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字小竹字向林平ラ</p>	<p>大字小竹字向林平ラのうち三四五の一、三四五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字小竹字東谷平ラ</p>	<p>大字小竹字東谷平ラのうち三五〇の一部、三五二の一部、三五二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三四七の一、三四八、三五〇、三五二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字小竹字谷田</p>	<p>大字小竹字法眼田二三三の一部 大字小竹字谷田のうち四四八の一、四四九、四四九の二及</p>

<p>大字小竹字西大向</p>	<p>びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小竹字西大向のうち四四二の二の一部、四四二の一部、四四五の一部以外の区域</p>
<p>大字小竹字法眼山</p>	<p>大字小竹字法眼山のうち五一〇の一部以外の区域</p>
<p>大字小竹字東鷹ノ尾</p>	<p>大字小竹字東鷹ノ尾のうち五二五の一部以外の区域</p>
<p>大字小竹字下鷹ノ尾</p>	<p>大字小竹字下鷹ノ尾のうち五三七の一の一部、五三七の三、五三八の一の一部以外の区域</p>
<p>大字小竹字曲リ田</p>	<p>大字小竹字曲リ田の全域 大字小竹字下鷹ノ尾五三七の一の一部、五三七の三、五三八の一の一部 大字小竹字鈴場五四九の一部、五五三の一の一部、五五三の二、五五三の三の一部、五五三の四から五五三の六まで、五五三の一〇、五五三の一、五五六の一の一部、五五六の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字八斗舞五六五の三の一部、五六六の一部、五六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字小竹字鈴場</p>	<p>大字小竹字鈴場のうち五四九の一部、五五三の一から五五三の六まで、五五三の一〇、五五三の一、五五六の一、五五六の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字小竹字八斗舞</p>	<p>大字小竹字八斗舞のうち、五五八の一部、五五九の一部、五六〇、五六一の一部、五六二の一部、五六二の四の一部、五六二の五、五六五の三の一部、五六六の一部、五六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小竹字鈴場五五三の一の一部、五五三の三の一部、五</p>

<p>大字小竹字西鷹ノ尾</p>	<p>五六の一の一部、五五六の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字下鷹ノ尾五三七の一の一部 大字小竹字西鷹ノ尾五六七の二の一部、五七〇の一部、五七二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字小竹字繩手ノ下タ五九五の二の一部、五九八の一部、五九九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字小竹字上鷹ノ尾</p>	<p>大字小竹字西鷹ノ尾のうち五六七の二の一部、五七〇の一部、五七二、五七三の一部、五七六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字小竹字上鷹ノ尾のうち四七三の一部以外の区域</p>
<p>大字小竹字仁藏兵衛</p>	<p>大字小竹字仁藏兵衛のうち五七七、五七八の二の一部、五八〇の一部、五八〇の五の一部、五八二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小竹字上鷹ノ尾四七三の一部 大字小竹字西鷹ノ尾五七六の一部 大字小竹字繩手ノ下タ、五八四の一部、五八五の一部、五八六の一の一部、五八六の二の一部、五九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字小竹字繩手ノ下タ</p>	<p>大字小竹字繩手ノ下タのうち五八七の四から五八七の四までの一部、五八四、五八五の一部、五八六の一の一部、五八六の二の一部、五九〇の一部、五九五の二の一部、五九八の一部、五九九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字小竹字八斗舞五五八の一部、五五九の一部、五六〇、五六一の一部、五六二の一部、五六二の四の一部、五六二の五及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字小竹字前田</p>	<p>大字小竹字西鷹ノ尾五七三の一部、五七六の一部 大字小竹字仁藏兵衛五七七、五七八の二の一部、五八〇の一部、五八〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字前田の全域 大字小竹字西大向四四一の一部、四四二の一部、四四五の一の一部 大字小竹字谷田四四八の一、四四九、四四九の二及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字仁藏兵衛五八二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字小竹字上之坂</p>	<p>大字小竹字繩手ノ下タ五八七の四から五八七の四までの一部、五八四の一部、五八五の一部、五八六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字向田六五三、六五四、六五四の二、六五五から六五八まで、六五八の二及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字上之坂六六〇の二、六六三の一部、六六四、六六四の二、六六五及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字上條六九四の二の一部、六九五の一、六九八の一、六九九の一の一部</p>
<p>大字小竹字上條</p>	<p>大字小竹字上之坂のうち六六〇の二、六六三の一部、六六四、六六四の二、六六五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小竹字上條のうち六九四の二の一部、六九五の一、六九八の一、六九九の一の一部以外の区域</p>
<p>大字小竹字西犬垣</p>	<p>大字小竹字西犬垣のうち七一七の一部、七一七の五の一部、七一八の一部、七一九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七一五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字小竹字東犬垣七二〇の一の一部、七二〇の二の一部、</p>

<p>大字小竹字下佐 土</p>	<p>大字小竹字畑田 平ラ</p>	<p>大字小竹字山ノ 神</p>	<p>大字小竹字東犬 垣</p>	
<p>大字小竹字下佐土のうち七六二の一部、七六二の二、七六五の一部、七六六の一部、七七九から七八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字小竹字畑田平ラ七五二の一、七五三の一部及び七五二の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字小竹字畑田平ラのうち七五二の一、七五三の一部、七五七の一の一部、七五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字小竹字山ノ神のうち七四四から七四六の一部、七五九、七五九の三、七六〇、七六〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字小竹字東犬垣のうち七二〇の一の一部、七二〇の二の一部、七二一の一部、七二五の一の一部、七二五の二、七二六の一部、七二七の二の一部、七三一の一と一体をなす国有地並びに七二一の一と一体をなす国有地の一部 大字小竹字山ノ神七四四から七四六の一部、七六〇の一部、七六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字下佐土七六二の一部、七六二の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>七二一の一部、七二五の一の一部、七二五の二、七二六の一部、七二七の二の一部、七二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七三一の一と一体をなす国有地の一部 大字小竹字下佐土七六二の一部、七六五の一部、七六六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字小竹字畑ケ 田</p>	<p>大字小竹字上佐 土</p>			
<p>大字小竹字畑ケ田のうち七九〇の一、七九〇の二、七九〇の四、七九一から七九三までの一部、七九八の一部、七九八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小竹字上畑田二二六、二二八及び二二八、二二九の一と一体をなす国有地の一部 大字小竹字中渡谷平ラ一一七の二の一部、一一九の一の一部、一一九の二の一部、一二〇の三及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字小竹字寺田のうち七九九の一部、八〇〇の二の一部、</p>	<p>大字小竹字上佐土のうち七八二の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字小竹字畑田平ラ七五三の一部、七五七の一の一部、七五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字小竹字畑田七五八の一の一部、七五八の二の一部、七五八の四及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字下佐土七七九から七八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字畑ケ田七九〇の一、七九〇の二、七九〇の四、七九一から七九三までの一部、七九八の一部、七九八の三及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字寺田七九九の一部、八〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字上中ノ山一〇一八の三</p>	<p>大字小竹字畑田七五八の一の一部、七五八の二の一部、七五八の三及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字山ノ神七五九、七五九の三、七六〇の一部、七六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字上佐土七八二の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>		

<p>大字小竹字上ヶ坪</p> <p>八〇四の一部、八〇四の二の一部、八〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字小竹字上ヶ坪八〇六の一の一部、八〇六の二の一部、八〇六の五の一部、八〇七の一部、八〇八、八〇八の二、八〇九、八一〇の一から八一〇の四まで、八一〇の二の一部、八一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小竹字寺田山一〇〇四の二の一部</p>	<p>大字小竹字上ヶ石</p> <p>大字小竹字上ヶ石のうち八〇六の一の一部、八〇六の二の一部、八〇六の五の一部、八〇七、八〇八、八〇八の二、八〇九、八一〇の一から八一〇の四まで、八一〇の二の一部、八一〇の二の一部、八一〇の二の一部、八一〇の二の一部、八二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字小竹字中殿谷平ラ一六、一一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小竹字寺田八〇四の一部、八〇四の二の一部、八〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小竹字市ヶ坪山八二一及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字小竹字市ヶ坪八四四から八四八までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小竹字石田山九九三の一部</p>	<p>大字小竹字市ヶ坪山</p> <p>大字小竹字市ヶ坪山のうち八二一、八三三の一部、八三八の一部、八三九、八三九の二、八四二及びこれらと一体をなす国有地並びに八三三、八三四と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字小竹字市ヶ坪</p> <p>大字小竹字市ヶ坪のうち八四四から八四八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字小竹字上ヶ石八一八の一部、八一九の一部、八二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小竹字市ヶ坪山八三三の一部、八三八の一部、八三九、</p>
<p>大字小竹字石佛</p> <p>八三九の二、八四二及びこれらと一体をなす国有地並びに八三三、八三四と一体をなす国有地</p> <p>大字小竹字血田八七四の一から八七四の三まで、八七五、八七六の一部、八七七の一の一部、八七八の一部、八七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小竹字石佛山八八一から八八四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八八三、八八四、八八四、八八四、八八四と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字小竹字石田山九九〇の三の一部、九九二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字小竹字石佛</p> <p>大字小竹字石佛山のうち八七九の一部、八八一から八八四までの一部、八九一の一部、八九二の一部、八九四の一部、八九六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八八三、八八四、八九二、八九四、八九六と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字小竹字下石佛</p> <p>大字小竹字下石佛の全域</p> <p>大字小竹字市ヶ坪八七一の一の一部</p> <p>大字小竹字血田八七六の一部、八七七の一の一部、八七七の二、八七八の一部、八七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小竹字下石佛山八七九の一部、八八一の一部、八九一の一部、八九二の一部、八九四の一部、八九六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八九二、八九四、八九六と一体をなす国有地</p> <p>大字小竹字東山九〇七の一部、九〇八の一部、九一二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇八と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字小竹字上石佛九一四、九一五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小竹字大塔ノ峯九五三の一部、九六一の一部、九六二、九六三の二の一部、九六三の三及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字小竹字下石佛</p> <p>大字小竹字下石佛の全域</p> <p>大字小竹字市ヶ坪八七一の一の一部</p> <p>大字小竹字血田八七六の一部、八七七の一の一部、八七七の二、八七八の一部、八七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小竹字下石佛山八七九の一部、八八一の一部、八九一の一部、八九二の一部、八九四の一部、八九六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八九二、八九四、八九六と一体をなす国有地</p> <p>大字小竹字東山九〇七の一部、九〇八の一部、九一二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇八と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字小竹字上石佛九一四、九一五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小竹字大塔ノ峯九五三の一部、九六一の一部、九六二、九六三の二の一部、九六三の三及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字小竹字東山	有地 大字小竹字血田峯九六六の一の一部、九六七の一部
大字小竹字上石佛	大字小竹字東山のうち九〇七の一部、九〇八の一部、九一二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇八と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字小竹字石佛	大字小竹字上石佛のうち九一四、九一五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小竹字石佛九五二の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字小竹字大塔ノ峯九五三の一部
大字小竹字大塔ノ峯	大字小竹字石佛のうち九五二の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字小竹字血田峯	大字小竹字大塔ノ峯のうち九五三の一部、九六一の一部、九六二、九六三の二の一部、九六三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小竹字上中ノ山	大字小竹字血田峯のうち九六六の一の一部、九六七の一部以外の区域
大字小竹字寺田山	大字小竹字上中ノ山のうち一〇一八の三以外の区域
大字小竹字石田山	大字小竹字寺田山のうち一〇〇四の二以外の区域 大字小竹字石田山のうち九九〇の三の一部、九九二の一の一部、九九三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字豊成字腰廻リ	大字豊成字腰廻リの全域 大字豊成字鷹ノ尾二四の一、二七の一の一部
大字豊成字鷹ノ尾	大字豊成字鷹ノ尾のうち二四の一、二七の一の一部、四二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字豊成字山崎	大字豊成字山崎のうち五〇の一部、五一の一の一部、五一の二の一部、五二の一の一部、五二の二の一部、五三の一部、五四、五五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字豊成字鷹ノ尾四二の二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字豊成字西佐瀬戸	大字豊成字西佐瀬戸五七の一、五七の二、五八の一の一部、五八の二、五八の三の一部、五八の四の一部、七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五と一体をなす国有地以外の区域 大字豊成字山崎五一の一の一部、五一の二の一部、五二の一の一部、五二の二の一部、五三の一部、五四、五五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字豊成字東佐瀬戸	大字豊成字東佐瀬戸七二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字豊成字五反田一三六の四の一部、一三七から一三九までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三六の四、一三七と一体をなす国有地の一部
大字豊成字東佐瀬戸	大字豊成字東佐瀬戸のうち七二の一部、七六の一の一部、七八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字豊成字鷹ノ尾四二の二の一部及びこれと一体をなす国有地

<p>大字豊成字馬橋大田</p>	<p>有地 大字豊成字山崎五〇の一部、五一の二の一部、五二の二の一部、五三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字豊成字西佐瀬戸六六の一部、六九の一部、七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五と一体をなす国有地 大字豊成字馬橋大田一〇八の一部 大字豊成字掛ケ田一一三から一一五までの一部、一一五の二、一一七、一一八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字豊成字五反田一三六の一部、一三六の四の一部、一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三六の一と一体をなす国有地</p>
<p>大字豊成字掛ケ田</p>	<p>大字豊成字馬橋大田のうち一〇八の一部以外の区域 大字豊成字東佐瀬戸七六の一部、七八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字豊成字掛ケ田一一三から一一五までの一部、一一八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字倉谷字経塚之前三四八の一、三五七の一、三五七の五、三五八及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字豊成字五反田</p>	<p>大字豊成字掛ケ田のうち一一三から一一五まで、一一五の二、一一七、一一八及びこれらと一体をなす国有地並びに一二八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字豊成字五反田のうち一三六の一部、一三六の四の一部、一三七から一三九までの一部、一四九の一部、一四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三六の一、一三六の四、一三九と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字豊成字タイ免一五二、一五四、一五五の一部、一五六の一部、一六三の一部、一六三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五二、一五五の一、</p>
<p>大字豊成字タイ免</p>	<p>一六三の一、一六三の三と一体をなす国有地 大字豊成字西大原一九五から一九八まで、二〇一と一体をなす国有地の一部 大字豊成字タイ免のうち一五二、一五四、一五五の一部、一五六の一部、一六三の一部、一六三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五二、一五五の一、一六三の一、一六三の三と一体をなす国有地以外の区域 大字豊成字五反田一四九の一部、一四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字豊成字タイ免平一八九、一九〇と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字豊成字タイ免平</p>	<p>大字豊成字タイ免平のうち一八九、一九〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字豊成字西大原</p>	<p>大字豊成字西大原のうち一九五から一九八まで、二〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字倉谷字下北田</p>	<p>大字倉谷字下北田の全域 大字倉谷字上北田九の二、一三、一四の一から一四の四まで、一五の一から一五の三まで、一六の一部、一六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字倉谷字大坪三一八の一部、三一八、三二〇の一部、三二〇の二の一部、三二二の二の一部、三二二の三、三二二から三二七まで、三二八の一、三二八の二、三二九の一、三二九の二、三三〇から三三三まで及びこれらと一体をなす国有地 大字倉谷字経塚之前三三三から三三七まで、三三七の二、三三八から三四〇まで、三四一の一、三四一の二、三四二の一、三四二の四、三四二の五、三四三の二、三四四の一、三四四の二、三四五の三、三四六の二、三五〇の四、三五</p>

<p>〇の五、三五〇の八、三五二の一及びこれらと一体をなす 国有地 大字倉谷字梨子木平三六一、三六三の一部、三六四の一 一部及び三六一から三六三までと一体をなす国有地 大字小竹字東鷹ノ尾五二五の一部 大字小竹字法眼山五一〇の一の一部</p>	<p>大字倉谷字絳塚ノ前 大字倉谷字絳塚ノ前のうち三三三から三三七まで、三三七 の二、三三八から三四〇まで、三四一の一、三四一の二、 三四二の一、三四二の四、三四二の五、三四三の二、三四 四の一、三四四の二、三四五の三、三四六の二、三四八の 一、三五〇の四、三五〇の五、三五〇の八、三五一の一、 三五七の一、三五七の五、三五八及びこれらと一体をなす 国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字倉谷字梨子木平 大字倉谷字梨子木平のうち、三六一、三六三の一部、三六 四の一の一部及び三六一から三六三までと一体をなす国有 地の一部以外の区域</p>	<p>大字倉谷字法眼 大字倉谷字法眼田のうち一九、一九の二、二〇の一部、二 〇の二、二〇の三、二一の一部、二三及びこれらと一体を なす国有地以外の区域</p>	<p>大字倉谷字大坪 大字倉谷字大坪三一四の一、三一四の二、三一五の一、三 一五の二、三一六、三一七の二、三一七の三、三一八の一 部、三二〇の一部、三二〇の二の一部、三二二の一の一部、 三二四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字倉谷字上北田一六の一部、一六の二の一部、一七、一 八及びこれらと一体をなす国有地 大字倉谷字法眼田一九の一部、一九の二の一部、二〇の一 部、二一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字倉谷字橋詰二九五の二の一部、二九六の一部、二九九 の三の一部、二九九の四の一部、三〇一の一、三〇一の二、</p>
<p>三〇二の一部、三〇四、三〇五、三〇五の二の一部、三〇 五の三、三〇五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字倉谷字橋詰 大字倉谷字橋詰のうち二九二の一、二九二の二、二九二の 四、二九三、二九四の一、二九四の二、二九五の一から二 九五の三まで、二九六から二九八まで、二九九の一、二九 九の二、二九九の三の一部、二九九の四、三〇〇、三〇一 の一、三〇一の二、三〇二、三〇三の一、三〇三の二、三〇 四、三〇五、三〇五の二から三〇五の四まで、三〇六の 二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字倉谷字客ノ前 大字倉谷字客ノ前のうち二五七の一から二五七の三まで、 二五八の一部、二五九の一部、二五九の三の一部、二六〇 の一の一部、二六〇の二の一部、二六〇の三、二六一の一 部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字倉谷字法眼田一九の一部、一九の二の一部、二〇の一 部、二〇の二、二〇の三、二三及びこれらと一体をなす国 有地 大字倉谷字大風二四から二九まで、二九の二、三〇、三一 の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字倉谷字醫王寺の二六六、二六六の二、二六七、二六八 の一から二六八の三まで、二六九、二七〇、二七八の一、 二七八の三、二七九から二八二まで、二八四の一から二八 四の四まで、二八五、二八六、二八八、二八八の二、二九 〇の一から二九〇の五まで、二九一及びこれらと一体をな す国有地 大字倉谷字橋詰二九二の一、二九二の二、二九二の四、二 九三、二九四の一、二九四の二、二九五の一、二九五の二 の一部、二九五の三、二九六の一部、二九七、二九八、二 九九の一、二九九の二、二九九の三の一部、二九九の四の 一部、三〇〇、三〇一の一の一部、三〇二の一部、三〇二 の二、三〇三の一、三〇三の二、三〇五の二の一部、三〇 五の四の一部、三〇六の二の一部及びこれらと一体をなす</p>		

<p>寺 大字倉谷字醫王</p>	<p>大字倉谷字代古 屋</p>	<p>国有地 大字倉谷字西寄五一八の二の一部、五二二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字倉谷字講屋敷五二五の二の一部、五二五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字倉谷字坊垣一一〇の二の一部 大字小竹字東谷一の一部、三の二の一部、三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小竹字東谷平ラ三五二の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字倉谷字醫王寺のうち二六六、二六六の二、二六七、二六八の二から二六八の三まで、二六九、二七〇、二七八の二、二七八の三、二七九から二八二まで、二八四の二から二八四の四まで、二八五、二八六、二八八、二八八の二、二九〇の二から、二九〇の五まで、二九一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字倉谷字代古屋のうち三四の二の一部、三四の三の一部、三四の五の一部、三四の八、三四の九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字倉谷字柿ノ木田三八の一部、三九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字倉谷字大辰三一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字倉谷字仁郎田二五四の一部、二五五の二の一部、二五五の三の一部、二五五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字倉谷字客ノ前二五七の二から二五七の三まで二五八の一部、二五九の一部、二五九の三の一部、二六〇の二の一部、二六〇の三の一部、二六〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字倉谷字柿ノ木田</p>	<p>大字倉谷字香留儀</p>	<p>大字倉谷字柿ノ木田のうち三八の一部、三九の一部、五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字倉谷字代古屋三四の二の一部、三四の三の一部、三四の五の一部、三四の八、三四の九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字倉谷字香留儀五五の一部及び五五、五六、五六の二と一体をなす国有地の一部 大字倉谷字牛ノ前二三一の二の一部、二三一の二の一部、二三五の二の一部、二三五の三の一部、二三六から二四〇までの二、二四一、二四三の二、二四四から二四七まで及びこれらと一体をなす国有地 大字倉谷字仁郎田二四八の二、二四八の三、二四九、二五〇の二から二五〇の六まで、二五一から二五三まで、二五四の二、二五五の二の一部、二五五の三の一部、二五六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字倉谷字香留儀のうち五五、五六、五六の二、五七、五八、五九の二から五九の五まで、六〇の二、六〇の三、六〇の四、六〇の五、六三の二の一部、六四から六六まで、六七の二から六七の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字倉谷字牛ノ前 大字倉谷字牛ノ前二三一の二の一部、二三一の三の一部、二三五の二の一部、二三五の三の一部、二三六から二四〇までの二、二四一、二四三の二、二四四から二四七まで及びこれらと一体をなす国有地 大字倉谷字柿ノ木田五〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字倉谷字香留儀五五の一部、五六、五六の二、五七、五八、五九の二から五九の五まで、六〇の二、六〇の三、六〇の四、六〇の五、六三の二の一部、六四、六五の一部、六六の二の一部、六七の二の一部、六七の三の一部、六七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字倉谷字葭田</p>	<p>大字倉谷字福免</p>	<p>大字倉谷字上長縄</p>	
<p>大字倉谷字葭田のうち一六八の一から一六八の五まで、一六九、一七〇、一七二、一七四の一、一七四の二及びこれ</p>	<p>大字倉谷字福免のうち六八、六九、六九の二、七〇から七六まで、七七の一、七七の二、七九の二、八三の一部及びこれらと一体をなす国土地以外の区域</p>	<p>大字倉谷字上長縄のうち二〇〇の一の一部、二〇〇の二、二〇一から二〇三までの一部、二〇四、二〇四の二、二〇五、二〇七から二〇九まで、二〇九の二、二一〇から二一二まで及びこれらと一体をなす国土地以外の区域 大字倉谷字香留儀六五の一部、六六の一部、六七の一部、六七の二の一部及びこれらと一体をなす国土地 大字倉谷字福免六八、六九、六九の二、七〇から七六まで、七七の一の一部、七七の二、七九の二、八三の一部及びこれらと一体をなす国土地 大字倉谷字八斗舞八五の一部、八六の一の一部、八六の二、八六の三、八七の二及びこれらと一体をなす国土地 大字倉谷字皿田、一八六の一部及びこれと一体をなす国土地</p>	<p>六七の四及びこれらと一体をなす国土地 大字倉谷字上長縄二〇〇の一の一部、二〇〇の二、二〇一から二〇三までの一部、二〇四、二〇四の二、二〇五、二〇七から二〇九まで、二〇九の二、二一〇から二一二まで及びこれらと一体をなす国土地 大字倉谷字下長縄の全域 大字倉谷字牛前平八七二の一部、八七四の一及び八七三、八七四の二と一体をなす国土地の一部 大字倉谷字長縄平八七七の一の一部、八七九の一部及び八七七の一、八七七の二と一体をなす国土地の一部</p>
<p>大字倉谷字六反田</p>		<p>大字倉谷字高畦</p>	<p>大字倉谷字皿田</p>
<p>大字倉谷字六反田のうち一一六の二、一一七の一の一部、一二二の一の一部、一二四の二の一部及びこれらと一体をなす国土地以外の区域</p>	<p>大字倉谷字皿田一七六から一七九までの一部及びこれらと一体をなす国土地</p>	<p>大字倉谷字高畦のうち一〇〇、一〇〇の二、一〇一、一〇三の二、一〇三の三、一〇四の一部、一〇四の二の一部、一〇五の一部、一〇六の一部、一〇七、一〇八の一部、一〇八の二の一部、一〇九の一部、一一二の一部、一一三の三の一部、一一四、一一五の一部及びこれらと一体をなす国土地以外の区域 大字倉谷字六反田一一七の一の一部及びこれと一体をなす国土地の一部 大字倉谷字葭田一六八の一の一部、一六八の二、一六八の四、一六八の五の一部、一六九の一部、一七〇、一七二、一七四の一の一部、一七四の二及びこれらと一体をなす国土地の一部</p>	<p>らと一体をなす国土地の一部以外の区域 大字倉谷字皿田のうち一七六から一七九までの一部、一八六の一部及びこれらと一体をなす国土地以外の区域 大字倉谷字福免七七の一の一部及び七七の一、八三と一体をなす国土地の一部 大字倉谷字八斗舞のうち八五の一部、八六の一の一部、八六の二、八六の三、八七の一部及びこれらと一体をなす国土地以外の区域 大字倉谷字高畦一〇〇、一〇〇の二、一〇一、一〇三の二、一〇三の三、一〇四の一部、一〇四の二の一部、一〇五の一部、一〇六の一部、一〇七、一〇八の一部、一〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国土地 大字倉谷字葭田一七四の一の一部</p>

<p>大字倉谷字仁右衛門坂</p>	<p>大字倉谷字仁右衛門坂のうち一六三の二の一部、一六四の二の一部、一六四の二、一六五の一部、一六六の一部、一六六の二、一六六の三の一部、一六七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字倉谷字六反田一二二の二の一部、一二四の二の一部</p> <p>大字倉谷字五輪田一二五の二の一部、一二五の三、一二六、一二六の二、一二七、一二八の一部、一二八の二の一部、一二九の一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字倉谷字下牛卸一五六の二から一五六の三までの一、一五七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字倉谷字下牛卸</p>	<p>大字倉谷字下牛卸のうち一五六の二から一五六の三までの一部、一五七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字倉谷字五輪田一二八の一部、一二八の二の一部、一二九の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字倉谷字牛卸一〇二二の一部</p> <p>大字倉谷字上牛卸一三〇の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字倉谷字源内一〇四〇の二の一部、一〇四〇の三及びこれらと一体をなす国有地</p>

	<p>大字倉谷字牛卸峯一〇五六の二及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字倉谷字上牛卸</p>	<p>大字倉谷字上牛卸のうち一三〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字倉谷字牛卸峯一〇四九の一部</p>
<p>大字倉谷字西寄</p>	<p>大字倉谷字西寄のうち五一八の二の一部、五二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字倉谷字講屋敷</p>	<p>大字倉谷字講屋敷のうち五二五の二の一部、五二五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字倉谷字牛前平</p>	<p>大字倉谷字牛前平のうち八七二の二の一部、八七四の一及び八七二、八七三、八七四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字倉谷字長繩平</p>	<p>大字倉谷字長繩平のうち八七七の二の一部、八七九の一部、八八〇の一部及び八七七の一、八七七の二、八七九、八八〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字倉谷字仁右衛門坂ノ畝</p>	<p>大字倉谷字仁右衛門坂ノ畝のうち九九九の一部以外の区域</p>
<p>大字倉谷字牛卸</p>	<p>大字倉谷字牛卸のうち一〇二二の一部以外の区域</p>
<p>大字倉谷字源内</p>	<p>大字倉谷字源内のうち一〇四〇の二の一部、一〇四〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字倉谷字牛卸峯</p>	<p>大字倉谷字牛卸峯のうち一〇四九の一部、一〇五六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

大字倉谷字坊垣	大字倉谷字坊垣のうち一一一〇の六から一一一〇の八までの一部、一一一〇の二〇の一部、一一一〇の二五から一一一〇の二七までの一部以外の区域
大字倉谷字坊垣平	大字倉谷字坊垣平のうち一一一から一一三までの一部以外の区域
大字倉谷字猿喰平	大字倉谷字猿喰平のうち一一一四の二の一部、一一一四の二の一部、一一一五の二の一部、一一一五の二の一部、一一一七、一一一八の二の一部、一一一九の二の一部、一一二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字倉谷字俣ヶ塔	大字倉谷字俣ヶ塔のうち一一二二の二の一部以外の区域
大字倉谷字猿喰峯	大字倉谷字猿喰峯のうち一一二三の一部、一一二五の一部、一一二六の二の一部、一一二六の二の一部、一一三〇の一部
廃止する字の名称	大字小竹字猿喰、大字小竹字向田、大字小竹字細田、大字小竹字寺田、大字小竹字皿田、大字倉谷字大戸、大字倉谷字八斗舞、大字倉谷字五輪田、大字倉谷字下長縄、大字倉谷字仁郎田、大字倉谷字橋詰

鳥取県告示第二百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事

業に係る下味野地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る旭西地区赤松工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る旭西地区恩地工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る大谷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大江山麓地区第一一五工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大江山麓地区第二一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る下三栄地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る久住原地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十

六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、光徳土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る光徳中部地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次